

## 施設

平成26年度の体育施設の予約抽選を実施します  
**社会体育施設・運動施設等抽選会**

社会体育施設 総合体育館 ☎ (255) 5566  
 運動施設 黒姫管理棟 ☎ (255) 2188

社会体育施設(教育委員会管理)・運動施設(産業観光課管理)の、平成26年度の予約抽選会を開催します。

■対象者 町内の宿泊業者の方  
 ■予約期間 7～9月分  
 ■抽選日 4月17日(日) 午前9時～  
 ■会場 総合会館2階大ホール  
 ■対象施設 黒姫運動広場/黒姫陸上競技場/黒姫高原テニスコート

／総合体育館/古間グラウンド/ふれあい広場/旧5小学校グラウンド・体育館

※抽選の要項は町ホームページ、またはお問い合わせてください

## 肥料

農業集落排水で発生する汚泥を農地へ還元  
**汚泥乾燥発酵肥料を無料配布しています**

☎ 建設水道課 下水道係 ☎ (255) 3002

3カ所の農業集落排水施設で発生する汚泥を、移動式汚泥脱水乾燥車で乾燥させ自然発酵させた肥料を無料配布しています。

肥料取締法に基づき肥料登録済みで、有機質に富んでおり、やせた土地の地力を高めるなどの農地還元剤として効果があります。有害な重金属などの成分は含まれておりません(植害試験にて実証済み)ので安心して使用できます。

### ■利用方法

各処理場敷地内の倉庫に土囊袋(約10kg)に入れて保管してありますので、肥料持出簿に必要事項をご記入の上ご使用ください。(※在庫が無い場合は、お待ちいただく場合もありますのでご容赦願います)

## 飼犬

犬の飼い主の皆さまへ  
**犬の登録・予防注射はお済みですか？**

☎ 住民福祉課 環境係 ☎ (255) 5924

法律により、飼い主には犬の登録と狂犬病予防注射実施が義務付けられています。

狂犬病は、人間に感染し発病するとほぼ100%死亡する感染症です。アジア地域をはじめ世界各地で発生がみられ、毎年4～5万人が死亡しています。日本では半世紀以上発生していませんが、海外の人や物の交流が盛んな現在、いつどのような形で侵入してくるかわかりません。狂犬病への危機感が薄い飼い主もいるようですが、発生すれば犬を飼育していない方の命にも関わります。犬の登録と、予防注射で犬の免疫力を高め、狂犬病の発生・まん延、人への感染を防ぎましょう。

### ■狂犬病予防接種

年1回狂犬病予防注射を実施し、注射時にお渡しする注射済票の装着が義務付けられています。

### ◎予防注射実施方法

町では4月から、町内の公民館等で集合注射を実施します。登録済みの方にはお知らせハガキを送付していますのでご確認ください。都合が付かない場合は、指定外の会場や、動物病院での接種も可能ですので、6月末までに接種してください。

### ■犬の登録数と接種率

	長野県		信濃町	
	H 24	H 24	H 24	H 25
登録数	124,633頭	677頭	670頭	
未接種数	8,027頭	41頭	48頭	
接種率	93.6%	93.9%	92.8%	

※平成25年度は2月28日現在

## 健診

自分の体を知るため年に1度は健診受診を  
**4月から基本健診がはじまります**

☎ 住民福祉課 保健予防係 ☎ (255) 3112

健康診断は、年に一度自分の体を知り、早期発見・治療に結びつける重要な検査です。ぜひ受診してください。

今年の基本健診は、春の部4月と秋の部9月に実施いたします。各地区の受診希望者数をもとに、なるべく待ち時間に差が出ないように割り振らせていただいています。できるだけ指定の日時に受診いただきましょう、ご理解ご協力をお願いいたします。詳細については保健予防係までお問合せください。

### ■日程

【春の部】  
 野尻湖支館 4月10日(日)/富士里支館 4月11日(金)/総合会館 4月14日(日)・15日(月)・16日(火)  
 【秋の部】  
 古間支館 9月4日(日)・5日(金)/古海集会所 9月11日(日)(午後)/総合会館 9月12日(金)

## 公開

4月より「町立病院あり方検討委員会」を公開  
**検討委員会の会議を傍聴できます**

☎ 信越病院 総務係 ☎ (255) 3100

町立病院あり方検討委員会では、4月の検討委員会より会議を公開いたします。傍聴を希望される方は、事前に申込みをお願いします。

町立病院あり方検討委員会では、昨年11月より5回の学習やグループ討議を重ねてきましたが、一定の段階に達しましたので、4月の検討委員会の会議から公開いたします。

■日時 4月24日(日)午後4時から  
 ■場所 信越病院2階第1会議室  
 ■申込方法 4月18日(金)までに、電話等で、氏名、住所、電話番号をお知らせください。

## 固定

4月1日～6月2日の間  
**固定資産に関する「縦覧」「閲覧」**

☎ 総務課 税務係 ☎ (255) 5921

町内に土地や家屋を所有している方は、土地や家屋の縦覧・閲覧をすることが出来ます。

### ■縦覧制度

固定資産税の納税者が、他の土地や家屋と比較して、自分の土地、家屋の評価額が適正かどうか確認することが出来ます。

いて課税台帳に登録された内容を確認することが出来ます。

### ■縦覧・閲覧の期間

4月1日から6月2日までの通常業務時間内に総務課税務係窓口において無料で行っています。

### ■閲覧制度

納税者自身が所有する資産につ

## 改正

2年ごとの見直しで平成26年度から  
**後期高齢者医療制度の保険料が変わります**

☎ 住民福祉課 住民国保年金係 ☎ (255) 6820

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費の推計を基に2年ごとに見直されます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成26・27年度の保険料率は、前回と比べ医療費などの増加が見込まれることから、下記のとおり改正します。

保険料の通知は所得の確定後になりますので、納付書・口座振替の場合は8月、年金天引きの場合は9月に発送を予定しています。

改正前		改正後	
均等割	38,239円	均等割	40,347円
所得割	7.29%	所得割	8.10%
限度額	550,000円	限度額	570,000円